

答弁書第一二号

内閣参質一七五第一二号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出国道における道路反射鏡設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出国道における道路反射鏡設置に関する質問に対する答弁書

道路管理者は、他の車両又は歩行者を確認するための鏡を設置し、継続して道路を使用しようとする者から、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項の許可の申請がなされた場合には、当該申請に係る道路の占用が同法第三十三条第一項に規定する要件に適合するかどうかを審査するとともに、当該申請に係る道路の占用が道路の構造及び交通に支障を及ぼすおそれの程度等についても考慮して、その許可を行うか否かを判断する必要があると考えている。

